## 匝瑳市個人情報保護条例の一部を改正する条例【概要説明】

改 正 後

### 第1条 略

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当す るものをいう。
    - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られた記録をいう。第5号、第22条第2項及び第6 1条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他 の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同 じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合するこ とができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを 含む。)
  - イ 個人識別符号が含まれるもの
  - (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
  - (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、 犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利 益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記 述等が含まれる個人情報をいう。
  - (4) 略
  - (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関において定めている決裁、供覧その他これらに準じる手続が終了し、当該実施機関が

### [改正箇所]主な改正箇所は、以下のとおり。

解

個人情報の定義【新設】、個人識別符号、要配慮個人情報の定義【新設】、個人情報 取扱事務届出書に要配慮個人情報に関することを追加【新設】、要配慮個人情報の収 集制限

説

- →第2条 **改正趣旨** 個人情報保護法(以下「個情法」という。)及び行政機関個人情報保護法(以下「行個法」という。)の改正(平成29年5月30日施行)に伴い、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化された。個人情報保護条例においても、個情法及び行個法と同等の定義とする改正。
- ~個人情報の定義の明確化イメージ~

#### 個人情報

特定の個人を識別できるもの

・・氏名、住所、生年月日など個人識別符号

• • 行個法第2条第3項

他の情報と照合することにより 特定の個人を識別できるもの

等

・・携帯電話番号、購買履歴など

- → 【新設】県条例と同等の定義
- → 【新設】法改正により要配慮個人情報が定義された。個人情報保護条例においても、法改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることとされたことから、行個法と同等の定義にする改正。

保有しているもの並びに電磁的記録

であって当該実施機関の職員が組

織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、 次に掲げるものを除く。

ア~ウ 略

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

第3条~第5条 略

(個人情報取扱事務の届出)

- 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に記載された番号、記号その他の符号等により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。
  - $(1) \sim (5)$  略
  - (6) 要配慮個人情報に関する事項
  - <u>(7)</u> 略

 $2 \sim 4$  略

(収集の制限)

第7条 略

- 2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいず れかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
  - (2) 第44条に規定する匝瑳市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。

→**改正趣旨** 県条例と同等の改正(第2条第1号アの改正中に、略称規定があることから改正前の第5号に規定していた略称規定は削除とした。)

- →第6条第1項第6号 **改正趣旨** 【新設】個人情報ファイル簿等(個人情報ファイル簿や個人情報取扱簿のことをいう。) に要配慮個人情報の有無を記載することが適当とされたことから、行個法と同等の定義にする改正
- →第7条第2項 **改正趣旨** 現在行個法において、センシティブ情報の収集制限の 定義は明確化されていないが(個人情報保護条例では、定義あり。)、法改正に伴 い要配慮個人情報が定義されたことから、要配慮個人情報の収集制限については、 判断が分かれるところであった。(千葉県や他市町においても、収集制限の規定に

<u>)の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要</u>があると認めて収集するとき。

3 略

第8条~第16条 略

(個人情報の開示義務)

- 第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の 各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合 を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 開示請求者(第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第21条において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

# ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第10 3号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立 行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第 2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) ばらつきがあった。)センシティブ情報は、本人の内心の自由と深くかかわりのある情報で不当な差別又は偏見が生じるおそれがあるものについては、その取り扱いに対する本人の不安感の程度が強いこと、及び不適正に取り扱われた場合における個人の権利利益の侵害の危険性が高いことから、収集を制限している。要配慮個人情報についても相違ないと判断し、要配慮個人情報をセンシティブ情報とした。

【参考】5 Pの要配慮個人情報の取扱のイメージに図解

→第17条第2号 改正趣旨 行個法及び県条例と同等の改正

- →第17条第2号ウ **改正趣旨** 今回の法改正に起因するものではないが、行個法、情報公開法及び情報公開条例の同規定の条文(情報公開条例第8条第2号ウ)との整合性の観点並びに個人情報保護法の逐条解説(※1)から公務員等の氏名は不開示情報とする。
- ※1 公務員等の氏名は、職務を遂行した公務員等を特定するために行政文書に記録

である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、 当該情報のうち、当該公務員等の職<u>及び</u>当該職務遂行の内容に係 る部分

工略

 $(3) \sim (5)$  略

第18条~第22条 略

(個人情報の部分開示)

- 第23条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、 開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る個人情報に第17条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- 第24条~第34条 略

(特定個人情報の利用停止請求権)

- 第35条 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又

されることが多いが、同時に私生活における個人識別のための基本情報としての性格も有しており、開示した場合に私生活に影響を及ぼす可能性が高い。そこで氏名等については、第14条第2項イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するか否かによって開示すべきかを判断することとしている。(個人情報保護法の逐条解説【第4版】 P292抜粋)氏名は一律に公開とはしていない立場。

【参考】行個法(第14条第2号ハ)及び情報公開法(第5条第1号ハ)は、どちらも公務員等の氏名は不開示情報としている。千葉県の個人情報保護条例及び情報公開条例は、氏名について(警察職員の氏名を除いて)開示情報としている。近隣市町においても氏名に係る部分については、情報公開条例のみ公開(銚子市、多古町)、いずれも不開示(富里市)と判断が分かれているところであった。

→第23条第2項 改正趣旨 行個法及び県条例と同等の改正

は番号法<u>第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法 第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

第36条~第52条 略

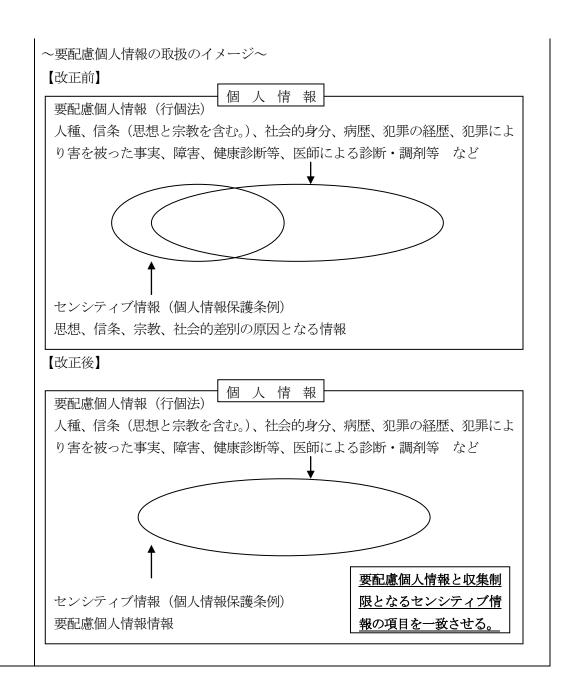
(他の制度との調整)

第53条 略

2~5 略

→第35条第1号 **改正趣旨** 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律の一部を改正する法律(以下「番号法」という。)の施行に 伴い、番号法第26条の規定が追加されることに伴い、条ずれを解消するため、改正するもの。

→第53条第6項 **改正趣旨** 県条例と同等の改正(改正後の第2条第2号に規定するため、該当箇所の法律番号は削除する。)



(参考)

匝瑳市情報公開条例の一部を改正する条例【概要説明】

世宏印情報公開余例の一部を以上する余例【做安説明】	<del></del>				
改正後		解	説	等	
第1条~第7条 略					
(公文書の開示義務)					
第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号					
に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を					
除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。					
(1) 略					
(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で					
あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 <u>(文書、図画若し</u>	→第8条第2号	改正趣旨	行個法及び県条例と同	]等の改正。	
くは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法					
を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。) により特定の					
個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個					
人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別する					
ことはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ					
があるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。					
ア〜ウ 略					
$(3) \sim (6)$ 略					
以下略					